

■インドネシアでの現地セミナー・現地調査に参加しました

平成29年6月6日（火）、インドネシアのジャカルタにおいて、同国で独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施している「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」の活動の一環として、インドネシア法務人権省法規総局（以下「法規総局」といいます）の職員等を対象とした現地セミナーが開催され、日本から、京都大学大石眞名誉教授及び名古屋大学大学院島田弦教授と共に、当部の石田正範教官が参加しました。

インドネシアでは、法令間の不整合が深刻な問題となっており、その問題を少しでも解消するために、法規総局において、法令制定過程等が規定された2011年法律第12号の改正作業が進められておりますが、この現地セミナーは、かかる改正作業に役立つ日本の知見を提供することなどを目的に開催されました。

当日は、法規総局の職員等関係者約50名を集め、大石名誉教授から日本の立法過程について、島田教授から日本・インドネシア比較の観点からの法律と条例の関係について講義をし、参加者との間で講義内容を踏まえた質疑応答をするなどしました。



【現地セミナーの様子】

2011年法律第12号の改正では、地方条例制定過程への法規総局による関与の強化が検討されておりますが、そのような関与が強化された場合、実際にその任に当たるのは、法務人権省の地方事務所職員です。

そこで、大石教授、島田教授及び石田教官において、現地セミナーの翌日の平成29年6月7日（水）、法規総局幹部らとともに、バンドン会議（アジア・アフリカ会議）で有名なバンドンにある法務人権省西ジャワ州地方事務所に赴き、2011年法律第12号の改正に対する地方事務所職員の意見、地方事務所の実情、問題点等を聴取しました。



【法務人權省西ジャワ州地方事務所職員との集合写真】